[redacted]

事　務　連　絡
令和６年１月１２日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当）　殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当）　殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。）　殿

法務省民事局商事課 [redacted] 補佐官

令和６年能登半島地震に伴う不正登記防止申出の取扱いについて

標記については、本月４日付け当職事務連絡記３によるほか、当面の間、平成２３年４月１４日付け法務省民二・民商第９６２号法務省民事局長通達の記第２に準じて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　避難した申請人等に係る特別措置

(1) 登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）（以下「申請人等」という。）が令和６年能登半島地震（以下「震災」という。）により避難した者である場合においては、不正登記防止申出（商業登記等事務取扱手続準則（平成１７年３月２日付け法務省民商第５００号民事局長通達。以下「商登準則」という。）第４７条第１項第２号に規定する不正登記防止申出をいう。）は、本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所（以下「管轄登記所」という。）のほか、避難した場所の最寄りの商業登記所及びアクセス登記所（平成２４年４月２７日付け法務省民商第１０９４号民事局長通達。以下「アクセス登記所要領」という。）第２の２及び３に規定する商業登記所及びアクセス登記所をいい、以下「出頭登記所」という。）に申請人等が出頭してすることができるものとする。

(2) (1)の場合においては、不正登記防止申出は、別紙様式又はこれに準ずる様式による申出書を出頭登記所の登記官に提出してするものとする。

(3) (2)の申出書については、商登準則第４９条第３項の規定と同様の取扱いとするものとする。

(4) 出頭登記所の登記官は、商登準則第４９条第４項の規定による確認をするものとする。

出頭登記所の登記官は、当該確認をしたときは、当該不正登記防止申出に係る管轄登記所の登記官に申出書及びその添付書面等の関係書類（以下「申出書等」という。）の写しを適宜の方法により送信し、別途、書留郵便により、当該申出書等の原本を管轄登記所に送付するとともに、当該確認の結果を伝えるものとする。

(5) 商登準則第４９条第７項中「３月」とあるのは「６月」とする。

(6) 出頭登記所の登記官は、(4)による申出書等の写しの送信及び確認の結果の伝達をしたときは、アクセス登記所要領の別添様式１の受領簿に申出書等の写しをつづり込むとともに、その様式に申出に係る登記の申請人となるべき者の氏名又は商号若しくは名称及び住所、申出人の氏名又は商号若しくは名称、申出の年月日並びに申出書等の写しを管轄登記所に送信済みである旨を記載するものとする。

なお、これらの書類の保存期間は、１年間とする。

(7) 管轄登記所の登記官は、出頭登記所から当該申出書等の原本の送付を受けたときは、先に適宜の方法により送信を受けた当該申出書等の写しと原本を確認し、処理完了後、当該申出書等の写しを、適宜、廃棄して差し支えない。

(8) (1)による不正登記防止申出があった場合における商登準則第４７条第１項第２号の適用については、同号中「３月」とあるのは「６月」とする。

２　申出書の添付書類等に係る特別措置

震災により市区町村に印鑑登録をすることができず、又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、申請人等が不正登記防止申出の申出書（１(2)の申出書を含む。）に商登準則第４９条第３項（１(3)において準用する場合を含む。）の規定による押印

をすることができず、又は市区町村長の作成した印鑑証明書の添付をすることができない場合においても、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの官公署の発行した身分証明書により、印鑑を提出している者と同一人と確認することができる場合には、これらの規定による押印又は市区町村長の作成した印鑑証明書の添付を省略することができるものとする。

別紙様式

不正登記防止申出書（特別措置）

申出年月日	年　　月　　日	申出番号（出頭登記所） （管轄登記所）	----------
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所 氏名又は商号若しくは名称　　、 □　登記の申請人となるべき者 □　その他（　　） 連 絡 先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
代理人（委任による代理人を除く。）の表示	住　　所 氏名又は名称　　、 連 絡 先　（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
避 難 場 所	名　　称 所　　在		
商号（名称）等			
本店（主たる事務所）			
申出の事由	年　　月　　日ころ、（申出人）　　の　　が、①震災により紛失し、又は紛失したおそれがある　②盗難にあった　③不正に交付された　④その他（　　）ため、不正な登記の申請がされるおそれがあるので、上記会社・法人等について登記の申請があった場合は、連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	□　有　（令和　　年　　月　　日 被害届・告訴　　警察署） □　無		
対 応 期 間	申出の日から６か月　（令和　　年　　月　　日まで）		

上記のとおり申出します。

（出頭登記所）　　法務局（地方法務局）　　支　局
出張所

（管轄登記所）　　法務局（地方法務局）　　支　局
出張所

御中